別紙３

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 再 委 託（ 下 請 負 ）承 諾 申 請 書　　年　　月　　日　神　戸　市　長　あて(甲)受 注 者（乙）住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（提出者：業務責任者　　　　　　　　　　）　　委託契約約款第２条第２項(製造その他請負契約約款第２条第５号)の規定に基づき、下記委託業務を再委託（下請負）・再々委託等をしたいので承諾願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の名称 |  |
| 再委託（下請負）、再々委託等の業務内容 |  |
| 再委託(下請負)先 (再々委託先等) | （住所）（法人名）（代表者） |
| 再委託(下請負)先 (再々委託先等)予定金額 | 　　　　　　　　　　円（うち、消費税額　　　　円） |
| その他特記事項 |  |

〔再委託・再々委託等の条件〕(1) 再委託先（下請負人）は、この承認に係る契約の全部または大部分を第三者に履行させてはなりません。再委託先（下請負人）がこの契約の一部を第三者に履行させる場合（二次再委託(下請負)）には、受注者（乙）は本市（甲）による事前の承認を得る必要があります。以下、二次再委託（下請負）先がさらに第三者に履行させる場合等（三次以降の再委託(下請負)）も同様とします（二次以降の再委託（下請負）を「再々委託等」とします。）。(2) 再委託先（下請負人）、再々委託先等は、再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行のほか、一括再委託（一括下請負）、一括再々委託等の禁止、個人情報等の保護、情報セキュリティポリシー等の遵守、暴力団等の排除に関する措置、適正な賃金の支払に関する措置など本契約における受注者（乙）が負う義務と同様の義務を負うものとします。(3) 再委託先（下請負人）、再々委託先等による再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行により、本市（甲）に損害を与えた場合は、受注者（乙）が本市（甲）に対する賠償の責を負うこと。(4) 契約の目的物について、再委託先（下請負人）、再々委託先等によるこの契約の業務の履行に係る部分に契約不適合があった場合は、受注者（乙）が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。(5) 再委託（下請負）、再々委託等にあたって、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等は再委託先（下請負人）、再々委託先等に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。(6) 受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等が、この承諾の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負いません。〔注意事項〕〇再々委託等にかかる申請の場合、別紙施工体系図（履行体系図）を添付してください。 |

別紙４

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 再 委 託 （ 下 請 負 ） 承 諾 書　　年　　月　　日　受 注 者（乙）氏名　　　　　　　　　　　様神戸市長（甲）　久　元　喜　造　　　委託契約約款第２条第２項（製造その他請負契約約款第２条第５項）の規定に基づき、先に申請のあった再委託（下請負）、再々委託等について、下記のとおり条件を付して承諾いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の名称 |  |
| 再委託（下請負）、再々委託等の業務内容 |  |
| 再委託(下請負)先 (再々委託先等) | （住　所）（法人名）（代表者） |
| 再委託（下請負）、再々委託等の承諾の条件 | (1) 再委託先（下請負人）は、この承認に係る契約の全部または大部分を第三者に履行させてはなりません。再委託先（下請負人）がこの契約の一部を第三者に履行させる場合（二次再委託(下請負)）には、受注者（乙）は本市（甲）による事前の承認を得る必要があります。以下、二次再委託（下請負）先がさらに第三者に履行させる場合等（三次以降の再委託(下請負)）も同様とします（二次以降の再委託（下請負）を「再々委託等」とします。）。(2) 再委託先（下請負人）、再々委託先等は、再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行のほか、一括再委託（一括下請負）、一括再々委託等の禁止、個人情報等の保護、情報セキュリティポリシー等の遵守、暴力団等の排除に関する措置、適正な賃金の支払に関する措置など本契約における受注者（乙）が負う義務と同様の義務を負うものとします。(3) 再委託先（下請負人）、再々委託先等による再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行により、本市（甲）に損害を与えた場合は、受注者（乙）が本市（甲）に対する賠償の責を負うこと。(4) 契約の目的物について、再委託先（下請負人）、再々委託先等によるこの契約の業務の履行に係る部分に契約不適合があった場合は、受注者（乙）が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。(5) 再委託（下請負）、再々委託等にあたって、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等は再委託先（下請負人）、再々委託先等に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。(6) 受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等が、この承諾の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負いません。 |
|  |

 |